
神流町過疎地域自立促進計画

平成28年3月

群馬県多野郡神流町

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	町の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	5
(3)	町行財政の状況	9
(4)	地域の自立促進の基本方針	12
(5)	計画期間	13
(6)	公共施設等総合管理計画との整合	13
2	産業の振興	14
(1)	現況と問題点	14
(2)	その対策	15
(3)	事業計画	18
3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	19
(1)	現況と問題点	19
(2)	その対策	20
(3)	事業計画	21
4	生活環境の整備	22
(1)	現況と問題点	22
(2)	その対策	23
(3)	事業計画	25
5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	26
(1)	現況と問題点	26
(2)	その対策	26
(3)	事業計画	27
6	医療の確保	28
(1)	現況と問題点	28
(2)	その対策	28
(3)	事業計画	28
7	教育の振興	29
(1)	現況と問題点	29
(2)	その対策	30
(3)	事業計画	30
8	地域文化の振興等	31
(1)	現況と問題点	31
(2)	その対策	31
(3)	事業計画	31
9	集落の整備	32
(1)	現況と問題点	32
(2)	その対策	32
(3)	事業計画	32
10	その他地域の自立促進に関し必要な事項	33
(1)	現況と問題点	33
(2)	その対策	33
(3)	事業計画	34
	事業計画（平成28年度～平成32年度）過疎地域自立促進特別事業分	35

1 基本的な事項

(1) 町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然的条件

本町は、群馬県の南西部に位置し、東西約18km、南北約13km、面積は114.60km²で、東は藤岡市、北は藤岡市及び下仁田町、西は上野村及び南牧村、南は埼玉県秩父市及び小鹿野町と接している。

標高は、神流町役場が約340mで、最高は赤久縄山の1,523mとなっており、1,000m前後の山々が連なる典型的な山村である。

本町は、関東山地北縁にあたり、中・古生代の地層が広く分布する。これらは、南に中生代白亜紀の山中層群、北に中生代三畳紀からジュラ紀の秩父累帯北帯が、東南東から北北西に帯状をなしている。山中層群は、頁岩、砂岩、礫岩からなり、大型化石の産出も見られる。一方、秩父累帯北帯は頁岩、砂岩、チャート、石灰岩を主体とするが、玄武岩や凝灰岩も含まれ、一部に広域変成岩類も認められる。

町の中央部を東流する神流川の両岸は、極めて急峻な地形が連続し、支川が複雑に入り組み、その間のわずかな緩斜地に集落が点在している。

気候は、高低さまざまな山岳によって南北二方が塞がれているので、神流川の右岸と左岸で気象条件が異なり、特に右岸は冬期間における日照条件が悪く、住民生活には厳しい面が多い。

年間平均降水量は1,238.4mmで平坦地とほぼ同じであり、気温は8月の最高平均気温が29.7℃、1月の最低平均気温が零下4.5℃、年間平均気温は11.9℃で比較的温暖である。

② 歴史的条件

本町は、縄文時代の遺跡が数多く、その他、弥生時代、平安時代の遺跡も発掘されており、神流川の谷を通して古くから文化の開けた地域であった。

江戸時代には、幕府直轄の天領として山中領に属し、下山郷、中山郷に分けられていた。その後、廢置分合を重ね、明治22年市制町村制が施行され神川村、中里村となり、明治29年の郡域の変更に伴い、多胡、緑野、南甘楽の3郡を合わせ多野郡となった。後に、神川村は大正15年に町制施行を経て万場町となり、平成15年4月いわゆる「平成の大合併」により万場町と中里村が合併し神流町となった。

③ 社会的条件

(社会環境)

本町は、隣村上野村を含めた、通称「奥多野」を形成している。この地域は、地形的に神流川の流れに沿い集落を形成し、住民も古くから交流が盛んで社会的経済的結びつきは極めて強く、一体的生活圏を形成し栄えてきた。しかし、昭和35年以降は、我が国の経済成長と東京一極集中のあおりを受け、大都市圏への人口流出による過疎化の道をたどり、今もなお、過疎化現象は進行している。また、広域圏の中心地である藤岡市においては、昭和55年に関越自動車道藤岡インターチェンジの整備、平成5年の上信越自動車道（藤岡市～佐久市）の開通及び平成16年3月のふるさと林道湯の沢線（上野村）の開通、さらに大型店の進出などにより生活圏は拡大され、行政需要においても複雑・高度化、広域化により、従来の地方公共団体の規模・能力では、合理的・効率的処理が困難となる行政サービスの分野が増えている。

(交通)

本町の交通は、国道462号が町の中央を神流川に沿って走り、交通の大動脈となっている。これに主要地方道富岡神流線、主要地方道高崎神流秩父線及び県道小平下仁田線が接続し、併せて国道299号が秩父市へ通じている。

以上の2国道及び3県道に多くの町道が接続し、国・県道と各地区を結んでいる。ここ数年にわたる町道の整備によって主要地区内は概ね普通車の通行が可能となったが、未改良箇所も数多くあることから、車社会時代の今日、交通安全施設とともにこれらの整備が求められている。

本町唯一の公共交通機関である路線バスは、地域住民の日常生活にとって必要不可欠な交通手段である。特に、マイカーを利用できない交通弱者の足の確保、通勤、通学、高齢者の医療機関への通院等の見地からバスの存続・維持に努める必要がある。

このような中、平成9年11月末日の民間による路線バスの撤退に伴い、関係市町村「高崎市（旧新町）、藤岡市（旧鬼石町含む）、神流町（旧万場町、旧中里村）、上野村」による代替バスの運行を同年12月1日から開始し、現在に至っている。

(情報・通信)

本町において、旧万場町地区は昭和37年に、旧中里村地区は昭和42年にそれぞれ有線放送電話を導入し通信手段の向上に努めてきたが、時代の要請や公社電話の普及、施設の老朽化等により、有線放送業務を廃止しN T Tの一般電話に変更した。その後、有線放送電話は平成6年に旧万場町において「ふれあい情報システム」として再スタート、旧中里村においては平成5年に防災行政無線を新規に開局し、住民への広報と情報サービスに努めてきた。現在では、テレビの難視聴地域の解消、インターネット網の構築及び緊急事態への適切な対応を考慮し、C A T V施設の整備により情報通信の発信を行っている。

このほか、携帯電話基地局（鉄塔）整備により、町内ほとんどの地域で携帯電話の使用が可能になったが、一部の携帯電話会社によっては、今もなお不感地域が残っている。

④ 経済的条件

(農林業)

本町の農業は、従来から養蚕、こんにゃく、梅、しいたけ、なめこ栽培等が中心であったが、農産物価格の低迷や人口の減少による後継者不足及び高齢化により農業の衰退が進行している。また、平地と比べ山間の急傾斜地で耕作地としての条件に劣り、経営規模や生産性が低く、加えて、国外産低価格農産物の輸入など農業経営を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

特に近年は、野生鳥獣による農作物の被害が年々拡大しており、農家の生産意欲の減退を招き不耕作地の増加にもつながるなど、深刻な問題となっている。

一方、林業においても、農業と同様に労働力の高齢化、後継者の不足、外材輸入による国産材需要量の低下、木材価格の低迷等により経営は難しく、収穫期を迎えながらも伐採されずに放置されたままの森林が目立つ。このため、林業経営作業道の開設による森林間伐等の適切な管理を推進するとともに、合理化・協同化、U・Iターン

者を含めた林業後継者の育成及び機械化等を計画的に進める必要がある。

(商工業)

本町の商圈域は町内のみでなく、隣村上野村までその範囲を広げ、文字どおり奥多野地方の中心的商店街を形成し、極めて重要な役割を果たしてきた。しかしながら、基幹産業である農林業のほか、かつて栄えた庭石業も近年の住宅事情や生活様式の変化等による需要の減少で低迷し、さらには長年にわたる人口の減少や自動車の普及による地域住民の購買圏の拡大、消費者ニーズの多様化など、本町の商業の前途は誠に厳しいものがある。

工業についても、急峻な地形及び地理的条件から事業所数は少なく、また、そのほとんどが資本力の小さい下請け業務中心の小規模事業所であるため、雇用の確保は非常に困難な状況である。

(観光・レクリエーション)

本町は、澄んだ空気と清流の自然環境や地域資源を生かし、「鯉のぼり」や「恐竜」など町としての地域イメージ及び独自性により観光客誘致を進めてきた。

近年の自然及びアウトドア志向に対して、豊かな自然環境を壊すことなく山村景観を形成するとともに、水源地域としての清流を生かし、都市との交流などにより活性化を図る事業を展開するほか、多くの人々が自然に親しめるよう山村の役割を果たしていく。

イ 過疎の状況

① 過疎の状況

昭和30年代以降の日本経済の高度成長は、農山漁村を中心とする地方の人口を急激に都市部、特に大都市へ集中する結果をもたらした。本町においては、主に第1次産業に従事しつつ雇用の機会を求めていた人々が、新規学卒者を中心に、場合によっては家族ぐるみで第2次・第3次産業を主産業とする都市に急速に吸収されていった。

こうした本町における急激な人口減少は、いわゆる過疎へと通じ、非常に深刻な現状に直面している。昭和20年代に一時10,000人を超えていた人口も、昭和30年頃から減少に転じ、昭和35年以降は特に急激な減少を示している。

昭和35年国勢調査人口8,766人に対して、平成22年国勢調査人口は2,352人であり、この50年間に実に6,414人(△73.1%)の人口が減少している。特に人口構成における年少人口(15歳未満)の占める割合が著しく低く、その反面、高齢者人口が漸増しており、こうした過疎化の問題点は、過疎市町村に共通したものであるが、町の活力が次第に衰退していくことにある。

過疎現象とそれに伴う高齢化の進行については様々な要因が考えられるが、主な要因は昭和31年から始まった日本経済の急速な成長と地域間格差の発生及びこれに伴う農山村住民の都市生活への憧れ、農林業の重労働と低所得による農林業離れである。さらには、昭和34年以後の外材輸入による木材価格の低迷、昭和47年をピークとする特産こんにゃく価格の不安定等が過疎の進行を一層助長してきた。

この深刻な過疎化に対して、本町は、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が10年間の時限立法として制定され、同年に旧中里村が、翌年の昭和46年には旧万場町が地域指定を受けた。さらに昭和55年の過疎地域振興特別措置法及び平成2年の過疎地域活性化特別措置法の制定により継続地域指定を受け、道路をはじめ生活環境施設、文教施設、福祉施設等の整備を重点的に進めた。その結果、過疎法の初期の目的である地域間格差の是正において一定の成果を収めることができた。

② 集落の動向

本町では、地形的な制約の中、永い年月を経て今日の基礎的な生活単位である集落を形成してきた。これら集落の多くは小規模で山あいのわずかな緩斜地に位置してお

り、中心集落を核とした日常生活圏をつくり上げている。

町の多くの集落では今後も人口が減少し、畑や山林などの地域資源の維持保全や集落機能の維持が困難な状況になることが予測される。特に地形的に行き止まりで、背後に集落を持たない地区では高齢者世帯が多く、今後いわゆる限界集落の増加や消滅の恐れなど地域社会の基礎である集落の衰退が懸念される。

③ 過疎対策の成果

過疎地域対策緊急措置法（S.45）、過疎地域振興特別措置法（S.55）、過疎地域活性化特別措置法（H.2）及び現行法を含め45年間続いたこれまでの過疎対策では、道路交通網・町営住宅の建設をはじめ、医療・福祉・教育・観光施設等の充実など各般の施策が総合的・計画的に講じられ、過疎地域と都市部との生活条件の格差是正に努め、地域間格差を縮小してきた。その結果、上下水道等の整備に格差を残しつつも、生活基盤を中心にハード面での定住環境が整備されたといえる。

とりわけ、医療においては、常駐医の確保とともに施設の老朽化が問題となっていたが、平成17年度に万場医療センター、平成20年度には医師住宅を建設し、医療の骨格となすべき施設が整備された。

その他の施設整備としては、環境問題に配慮したごみ処理場「クリーンセンター」の建設や合併処理浄化槽の整備、高齢化の進行に伴う高齢者福祉施設の整備を重視してきた。さらに、個性ある魅力的な地域づくりを目指して、本町の活力を取り戻すきっかけとなり得る観光を主体とした物産センター「万葉の里」や「恐竜の足跡化石」を活かす「恐竜センター」を核とした施策も行われている。

また、地域間交流では、都市との交流事業や地域のイメージアップのためのイベントの開催など、ソフト事業への積極的な取り組みが行われている。

④ 過疎問題に対する現状分析

高度経済成長期に農山漁村から都市部へ急激に人口が移動したことにより、地方の過疎化と都市の過密化が引き起こされたことは前述のとおりである。さらに近年では少子高齢化の傾向が一層強まり、人口の自然減は日本の社会全体の動向であり、本町の人口減少は社会減のみならず自然減による影響も少なくない。

過去の対策により生活環境におけるハード面での整備は、過疎地域の生活レベルを向上させ、日常生活を営むうえで著しい不便さは解消されたといえる。しかし、依然として人口流出が続いている現状を考えると人々の都市生活への憧れ、就業機会の不足、教育環境の問題など様々な要因が複雑に絡み合っていると考えられる。

一方、人々の価値観の多様化やライフスタイルの変化に伴い、都市とは別に地方の生活の中に豊かさを求め、U・Iターンにより本町に定住する例もあることから、人の「住」に関する流れが農山漁村から都市部へと一方的な動きではなくなる傾向が現れてきている。

ウ 産業構造の変化並びに社会経済的発展の方向の概要等

本町の産業構造は、かつては養蚕、畑作、林業といった第1次産業が中心であったが、農林業の衰退に伴い、しだいに第2次産業、第3次産業へと移行してきた。

産業構造を平成22年国勢調査産業別就業者数で見ると、第1次産業が101人（10.9%）、第2次産業が280人（30.2%）、第3次産業が546人（58.9%）となっている。

平成24年度の市町村民経済計算による生産規模は第1次産業66百万円（1.2%）、第2次産業926百万円（16.7%）、第3次産業4,570百万円（82.1%）となっている。しかし、これらの数値が多野藤岡広域市町村圏の中で占める割合は、第1次産業2.7%、第2次産業0.9%、第3次産業4.3%を占めている程度で本町の生産規模は極めて小さい。

また、地理的条件が悪く隔絶された地域性から、交通・輸送条件に恵まれず、企業誘致についても困難を極めており、建設業のほか、昭和42年に開業したGMタイセイ(株)による精密部品製造や昭和59年6月に操業を開始した秩父太平洋セメント(株)による叶山鉱山開発が地域住民の雇用の柱となっている。

近年の自然・健康に対する国民的ニーズの高まりに対し、本町の恵まれた地域資源である山や川を活用した産業振興を計画的に展開していかなければならない。そして、これからの高度化、多様化した消費に応える産業構造をつくるとともに、生活密着型の地域産業の育成及び観光新分野への転換など新しい産業部門を育成し、地域資源と環境条件の調和がとれた産業振興を図る必要がある。

（2）人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

昭和20年代に一時10,000人を超えていた人口も昭和30年頃から減少に転じ、昭和35年以降は特に急激な減少を示している。昭和35年国勢調査人口8,766人に対して平成22年国勢調査人口は2,352人で、この50年間に6,414人の人口が減少しており、これを年平均になおすと毎年128人ずつ減少したことになる。

年齢階層別人口は、高齢人口（65歳以上）において昭和35年国勢調査で728人であったが、平成22年国勢調査には1,231人と大幅に増加している反面、年少人口（15歳未満）は昭和35年国勢調査の3,271人から平成22年国勢調査において115人で、実に3,156人と著しく減少している。また、町を支える生産年齢人口（15歳以上65歳未満）は、昭和35年国勢調査の4,767人から平成22年国勢調査で1,006人と大幅に減少している。

人口減少社会に突入し、今後は高齢人口も減少していくことが予測されているが、いわゆる団塊の世代が65歳に到達したばかりでもあることから、高齢者人口比率はさらに増加していくことが予想され、地域社会の活力を維持するうえで深刻な問題となっている。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	8,766	△ 11.0	7,799	△ 11.0	6,881	△ 11.8	5,982	△ 13.1	5,469	△ 8.6
0歳～14歳	3,271	△ 19.9	2,620	△ 19.9	1,902	△ 27.4	1,408	△ 26.0	1,062	△ 24.6
15歳～64歳	4,767	△ 7.7	4,399	△ 7.7	4,115	△ 6.5	3,700	△ 10.1	3,492	△ 5.6
うち 15歳～29歳 (a)	1,565	△ 17.6	1,289	△ 17.6	1,241	△ 3.7	1,006	△ 18.9	859	△ 14.6
65歳以上 (b)	728	7.1	780	7.1	861	10.4	874	1.5	915	4.7
(a) / 総数 若年者比率	17.9	—	16.5	—	18.0	—	16.8	—	15.7	—
(b) / 総数 高齢者比率	8.3	—	10.0	—	12.5	—	14.6	—	16.7	—

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	4,746	△ 13.2	4,159	△ 12.4	3,644	△ 12.4	3,210	△ 11.9	2,757	△ 14.1
0歳～14歳	791	△ 25.5	610	△ 22.9	417	△ 31.6	265	△ 36.5	168	△ 36.6
15歳～64歳	3,004	△ 14.0	2,461	△ 18.1	1,976	△ 19.7	1,618	△ 18.1	1,258	△ 22.2
うち 15歳～29歳 (a)	633	△ 26.3	382	△ 39.7	342	△ 10.5	270	△ 21.1	189	△ 30.0
65歳以上 (b)	951	3.9	1,088	14.4	1,251	15.0	1,327	6.1	1,331	0.3
(a) / 総数 若年者比率	13.3	—	9.2	—	9.4	—	8.4	—	6.9	—
(b) / 総数 高齢者比率	20.0	—	26.2	—	34.3	—	41.3	—	48.3	—

区分	平成22年	
	実数	増減率
総数	2,352	△ 14.7
0歳～14歳	115	△ 31.5
15歳～64歳	1,006	△ 20.0
うち 15歳～29歳 (a)	136	△ 28.0
65歳以上 (b)	1,231	△ 7.5
(a) / 総数 若年者比率	5.8	—
(b) / 総数 高齢者比率	52.3	—

表1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	3,424	—	3,021	—	△ 11.8	2,556	—	△ 15.4
男	1,647	48.1	1,426	47.2	△ 13.4	1,202	47.0	△ 15.7
女	1,777	51.9	1,595	52.8	△ 10.2	1,354	53.0	△ 15.1

区 分	平成26年3月31日			平成27年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	2,204	—	△ 13.8	2,133	—	△ 3.2	
男 (外国人住民除く)	1,051	47.7	△ 12.6	1,022	47.9	△ 2.8	
女 (外国人住民除く)	1,153	52.3	△ 14.8	1,111	52.1	△ 3.6	
参 考	男 (外国人住民)	1	16.7	—	1	16.7	0.0
	女 (外国人住民)	5	83.3	—	5	83.3	0.0

表1-1 (3) 人口の見通し (年齢3区分別)

区 分	平成32年		平成37年			平成42年		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	1,691	—	1,413	—	△ 16.4	1,167	—	△ 17.4
0～14歳	63	3.7	50	3.5	△ 20.6	39	3.3	△ 22.0
15～64歳	574	33.9	426	30.1	△ 25.8	354	30.3	△ 16.9
65歳以上	1,054	62.3	937	66.3	△ 11.1	774	66.3	△ 17.4

区 分	平成47年			平成52年			平成57年		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	957	—	△ 18.0	779	—	△ 18.6	622	—	△ 20.2
0～14歳	32	3.3	△ 17.9	26	3.3	△ 18.8	21	3.4	△ 19.2
15～64歳	285	29.8	△ 19.5	227	29.1	△ 20.4	176	28.3	△ 22.5
65歳以上	640	66.9	△ 17.3	526	67.5	△ 17.8	425	68.3	△ 19.2

イ 産業の推移と動向

本町の産業構造をみると昭和35年から平成22年までの50年間に、町の中核産業であった第1次産業の就業人口比率は68.1%から10.9%に大きく低下し、現在では約9割が第1次産業以外に就業している状況である。最近では、第2次産業の就業人口比率は減りつつあり、主として第3次産業の就業人口比率が高まる傾向である。

日本経済は、長引く景気の低迷から回復傾向にあると言われていているものの、特に本町のような交通事情に恵まれない山間地域における産業環境は一層厳しいものがある。

今後における産業の動向については、農林業を基幹とするにとどまらず福祉・教育・余暇動向に対応し得る産業振興の推進が重要である。

表1-1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	3,985	△ 10.2	3,579	△ 10.2	3,463	△ 3.2	2,926	△ 15.5	2,801	△ 4.3
第 一 次 産 業 就 業 人 口 比 率	68.1	—	63.5	—	53.1	—	37.3	—	24.0	—
第 二 次 産 業 就 業 人 口 比 率	11.5	—	12.1	—	19.2	—	29.9	—	42.6	—
第 三 次 産 業 就 業 人 口 比 率	20.3	—	24.3	—	27.7	—	32.7	—	33.3	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	2,316	△ 17.3	2,129	△ 8.1	1,802	△ 15.4	1,483	△ 17.7	1,134	△ 23.5
第 一 次 産 業 就 業 人 口 比 率	21.0	—	14.5	—	11.5	—	8.3	—	11.0	—
第 二 次 産 業 就 業 人 口 比 率	42.3	—	46.5	—	40.7	—	41.7	—	30.8	—
第 三 次 産 業 就 業 人 口 比 率	36.6	—	39.0	—	47.6	—	50.0	—	58.2	—

区 分	平成22年	
	実数	増減率
総 数	927	△ 18.3
第 一 次 産 業 就 業 人 口 比 率	10.9	—
第 二 次 産 業 就 業 人 口 比 率	30.2	—
第 三 次 産 業 就 業 人 口 比 率	58.9	—

※分類不能：昭和35年に2人、昭和40年に1人、昭和45年に1人、昭和50年に3人、昭和55年に4人、平成7年に2人

(3) 町行財政の状況

ア 行政の現況と動向

平成11年7月「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、翌12年4月1日施行された。地方分権は、明治維新、戦後改革に次ぐ、第三の大きな改革で、地方公共団体の判断と責任において、自分で決定し自立することが重要であり、それぞれの個性や特性を活かして、主体的にまちづくりを進めていく地方の時代が到来した。

しかし、少子高齢化、社会生活の高度化・多様化は行政運営に大きな影響を与えており、住民の訴求に基づく行政需要は年々、質・量ともに増大している。

このような中、平成15年4月に旧万場町と旧中里村が合併し、2つが1つになることで一体的・計画的に行政を推進し、より効率的なまちづくりを図るとともに行財政基盤の強化を目指すことを選択した。

現在、総務課・住民生活課・保健福祉課・産業建設課・会計室・教育委員会事務局・議会事務局の4課1室2局に職員を配置して行政にあたっているが、これからの時代に新たに発生する住民の要望に対応するため、「住民の目線に立った住民のための執務」にあたり、新鮮な感覚でキメ細かく、弾力的に対応できる体制を図らなければならない。

イ 財政の現況と動向

平成25年度の普通会計の財政状況を見ると、歳入総額3,049,033千円、歳出総額2,933,335千円で、財政力指数は0.135と極めて低い。また、公債費負担比率は15.9%、経常収支比率は89.0%と、ともに高い状況にあり、財政の硬直化が顕著である。

このように本町は、合併しても依然として財政が脆弱であることに変わりなく、自主財源の主幹をなす町税が、厳しい産業環境や高齢化・過疎化の影響等で年々減少しているため、交付税や補助金などの依存財源に頼らざるを得ない状況である。

しかしながら、歳入の根幹をなす普通交付税や補助金等については、段階補正の見直し等により年々減少しており、平成16年度からは三位一体改革の本格化とともに、交付税制度の見直しや補助金の廃止・縮減などが行われ、また、合併算定替による交付税の上乗せ交付も平成26年度から既に段階的な削減が始まるなど大きく減額している。

一方、少子高齢化に伴う保健・医療・福祉など住民の多様化するニーズに応えていくことにより、人件費や公債費など経常的経費の増嵩も予測され、今後も財政の硬直化は否めない状況であり、一層厳しい財政運営を迫られる。

このため、補助金や過疎債などの優遇措置を有効活用するとともに、重要性、緊急性及び住民の要望など投資効果を充分検討し、限られた財源で最大の効果を上げるよう、各種事業に取り組み、地域の活性化や自立促進に繋げることが求められている。また、徹底した歳出の見直しを行い、経常的経費の節減に努め、財政の効率的な運営を一層推進していく必要がある。

表 1 - 2 (1) 町財政の状況

区 分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成25年度
歳 入 総 額 A	3,843,545	2,793,145	2,884,962	3,049,033
一 般 財 源	2,661,672	2,100,337	1,939,066	1,992,299
国 庫 支 出 金	186,929	145,122	213,912	198,524
都 道 府 県 支 出 金	385,251	185,146	203,862	165,726
地 方 債	187,100	161,000	190,890	374,195
うち 過 疎 債	155,300	160,000	32,924	278,000
そ の 他	422,593	201,540	337,232	318,289
歳 出 総 額 B	3,687,794	2,684,643	2,786,591	2,933,335
義 務 的 経 費	1,267,384	1,241,276	1,069,681	1,037,024
投 資 的 経 費	1,094,921	631,205	403,922	740,350
うち 普 通 建 設 事 業	923,339	627,056	403,922	740,350
そ の 他	1,325,489	812,162	1,312,988	1,155,961
過 疎 対 策 事 業 費	391,544	233,593	50,226	514,434
歳入歳出差引額 C (A - B)	155,751	108,502	98,371	115,698
翌年度へ繰越すべき財源 D	64,758	48,006	41,503	48,767
実 質 収 支 C - D	90,993	60,496	56,868	66,931
財 政 力 指 数	0.152	0.182	0.155	0.135
公 債 費 負 担 比 率 (%)	12.5	21.1	16.8	15.9
実 質 公 債 費 比 率 (%)	—	—	8.1	6.6
起 債 制 限 比 率 (%)	6.3	8.5	—	—
経 常 収 支 比 率 (%)	82.8	93.0	79.7	89.0
将 来 負 担 比 率 (%)	—	—	—	—
地 方 債 現 在 高	2,605,941	3,723,406	2,585,214	2,615,514

ウ 施設整備水準等の現況と動向

本町における公共施設の整備は、国や県の様々な財政支援のもと過疎対策事業が積極的かつ効率的に実施された結果、非過疎地域との格差は改善されつつあるといえる。

特に、町道については、改良済み18.7%、舗装済み33.4%と数値上はわずかに過ぎないが、実質的な生活地域の道路は、ほぼ整備されたため今後は投資効率を考慮した包括的整備を推進する必要がある。

医療の問題は、住民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための重要事項であり、過疎地域における医師の確保は大きな課題となっている。幸い本町においては、常駐医師の確保及び自治医科大学卒業医師の派遣により常時診療を行うことができている。今後も引き続き常時診療が行える体制を維持するとともに医療機器設備の充実を図り、また、保健・福祉・医療を一体化させ、さらなる地域医療の向上に努めていく必要がある。

義務教育施設については、パソコンネットワークの構築や学校統合に伴うスクールバス整備のほか、老朽化した中里中学校体育館及び万場小学校校舎の建替えを実施してきた。今後は、万場小学校体育館の老朽化に伴う対策が必要となってくる。

生活環境施設については、町営住宅33棟（54世帯）の建設や合併処理浄化槽事業及び水道施設の整備が進められている。また、平成6年度から合併処理浄化槽整備事業を開始し平成26年度末までに386基が整備された。廃棄物処理については、可燃物の固形燃料化（RDF）施設及び不燃物処理施設を建設し、町内全てのごみ処理を行っている。

産業の振興は、農産物の直売施設や都市との交流促進を図るため、物産センター「万葉の里」を建設したほか、観光施設整備として恐竜センターの建設及びコイコイアイランド会館内への観光案内所の設置等を実施した。また、みかぼ高原荘については、平成24年度から3年間にわたり指定管理制度で運営をしてきたが、施設の老朽化等もあり、平成26年度末をもって廃止した。このため、民間施設を含めても宿泊施設が非常に少ないことから、宿泊客を受入れるための新たな施設整備の検討も必要となってくる。

表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	平成25 年度末
町 道						
改 良 率 (%)	1.5	2.6	6.9	14.4	18.4	18.7
舗 装 率 (%)	0.5	4.3	17.0	27.6	32.8	33.4
農 道						
延 長 (m)	0.0	3,760.0	4,286.0	7,897.0	8,960.0	8,960.0
耕地1ha当たり農道延長 (m)	0.0	5.6	9.6	24.5	—	—
林 道						
延 長 (m)	23,310.0	51,088.0	86,795.0	100,779.0	99,294.0	99,872.0
林野1ha当たり林道延長 (m)	6.5	9.8	17.9	20.5	—	—
水 道 普 及 率 (%)	78.6	85.7	91.5	92.0	90.7	91.3
水 洗 化 率 (%)	—	—	—	58.4	75.0	79.2
人 口 千 人 当 たり 病 院、診 療 所 の 病 床 数 (床)	0.0	0.0	1.6	2.0	0.0	0.0

(4) 地域の自立促進の基本方針

平成12年度から平成27年度までの過疎地域自立促進計画の成果としては、道路交通網の整備をはじめ、生活環境整備、観光拠点整備及び教育施設整備などまちづくりへの基盤整備を進めた。しかし、依然として若年層の流出や高齢化に伴う地場産業の衰退、集落機能の維持困難及び地域活力の低下などが進行している。このような中で、国の三位一体改革による補助金及び地方交付税の削減、町村合併から10年が経過したことに伴う交付税算定替え上乗せ交付の段階的削減等によって財政事情はさらに厳しくなり、まちづくりへの深刻の度合いは一層強まってきている状況にある。

こうした状況を踏まえ、本計画では、自然環境、地域資源、歴史・文化活動及び人材を活かしながら、一人ひとりが地域の価値や自らの生きがいを発見していくとともに、都市との交流の拡大による社会的・経済的な発展を目指していく。

特に都市住民に貴重な自然と心の安らぎを提供するとともに「緑のダム（水源）」を保全しながら、そこに働く人々の定住環境整備に努めるとともに、交流活動を促進する事業に不可欠な人材やその育成に励み、地域における連帯感の醸成を図りながら地域の自立促進を進める。

また、住民誰もが住み慣れた場所で元気に健康で暮らせるための保健福祉医療施設の充実や日常生活の支援、近年多発している自然災害等に対応するための防災対策、集落体制の見直しなど、過疎・高齢社会の先駆け地域としての役割を果たすべく施策の推進を図る。

さらに情報化時代への対応として、CATV等情報関連施設の整備・活用や情報共有による積極的な住民参加の仕組みづくり、集落間の連携や行財政組織の見直しを進めるなど「自立と責任」に基づくパートナーシップ型の地域づくりを目指す。

ア 産業の振興

地域経済を支える地元企業発展のための支援や地域の実情に即した企業誘致のほか、起業支援や生産・加工・流通・販売が一体となった高付加価値の地場産業の育成及び特産品の開発を図る。また、農林業の新たな経営の動きに対しての積極的な支援と労働条件の改善を図るための基盤整備を行い、農林業後継者の安定確保を図る。

イ 自然環境を活かした町づくりの推進

関東一の清流神流川と緑あふれる御荷鉾山系などの地域資源を活かした多彩なイベントを開催することにより、自然環境保全意識の高揚を図る。

また、再生可能エネルギーの導入・普及を図り、低炭素型の町づくりを進める。

ウ 安全・安心・快適な生活環境の整備

車社会による生活圏の拡大に対応した交通体系の整備を図るため、国道並びに県道の早期改良を関係機関に積極的に要請するとともに、住民の日常生活に密着した町道等の改良舗装を進める。

また、安全で良質な水を安定して供給するため、簡易水道施設の計画的な整備を進めるとともに、廃棄物及びし尿処理等の環境基盤整備を行い、快適な生活環境の確保を図るほか、消防自動車の計画的な更新や消防水利の整備、緊急時に備えた複数の通信手段確保等様々な災害に対応できるよう、消防防災体制の強化に努め、安全・安心な暮らしの確保を図る。

エ 医療及び福祉の充実

住民が安心して暮らせるよう、初期治療への対応及び地域中核医療施設との連携を密にした広域的な体制の整備を図るほか、住民の疾病予防に努めるために健康増進管理センターを積極的に活用していく。

また、少子高齢化の進行する本町では、児童福祉や高齢者福祉が重要であるため、子育て支援金給付事業及び高齢者訪問事業など福祉におけるソフト事業に重点を置く。

オ 地域資源の維持・保存及び活用

「鯉のぼり」や「恐竜」「自然」などの観光資源を最大限活用していくほか、地域で受け継がれてきた文化や伝統行事・芸能などを維持保存するとともに次世代へ伝承していく。

また、これらの資源を活かし、都市住民との交流やグリーン・ツーリズムなど広い視野から事業展開や観光振興を図る。

カ 活力ある地域の再生

住民が主体的に様々な活動を行うことは、活力ある地域社会を形成するうえで重要なことであり、いきいき楽しく暮らすことができるよう住民参加による個性的で魅力的な地域づくりを推進し、地域の維持・発展を支えていくことが求められる。

本町においては、行政・住民を含めた「地域」としての意識変革も重要であり、「自ら何ができるか」という発想に立ち、いわゆる「心の過疎」からの脱却を進めていく必要がある。

(5) 計画期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5箇年間とする。

(6) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等は、町村合併に伴う重複や人口減少等による利用需要の変化、また、老朽化等によって、更新・統廃合・長寿命化など長期的な視点をもった計画的な管理の推進が求められている。

このため、本計画と神流町公共施設等総合管理計画との整合を図り、公共施設等の最適な配置と活用を実現し、財政負担の軽減に努める。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本町の農業は、狭小な農地で、こんにゃく、じゃがいも、果樹類等を栽培しているが、急傾斜地等の悪条件下にあるため、専業農家の多くは経営規模の拡大と農作業の効率化を求めて埼玉県児玉町や神川町方面へ出耕作を行っている状況である。

また、町は少子高齢化が進み、農業従事者の高齢化や担い手不足など深刻な問題に直面しており、農家数は、昭和60年農業センサスの420戸から平成22年農林業センサスでは210戸となり、この25年間で半減している。

さらに、かつて、こんにゃくと養蚕を基幹とした本町の農業は、価格の長期低迷等によりその活力を失うとともに衰退しており、相続者町内不在農地や所有者の高齢化の影響で耕作されない農地が増加し、人家付近までも野生鳥獣が出没する要因にもなっており、その被害によって、数少ない農業従事者の営農意欲を消失させる大きな問題となっている。

以上のようなことから、農業生産の基盤である農地は、農道がなく利用価値の低い農地を中心に年々減少傾向にあるため、土地基盤整備が必要な状況であるが、現在、農道はわずかに14路線で実延長は8.95kmと少ない。このことは、急傾斜の農地が大半を占め、かつ、狭小農地が多いことから、農道開設に伴う潰れ地の割合が多くなることが農道開設上の大きな問題となっている。

イ 林業

本町は、県内最大の「御荷鉾林業地帯」に属し林業とともに発展してきたが、昭和40年以降は林業従事者の減少と高齢化による森林管理の低下、輸入材の増大等による国内産木材需要の停滞などにより人工林の放置をはじめ森林の荒廃は深刻化している。このことは、産業的な面のみならず国土の保全、水源涵養等様々な問題を生ずることとなり看過できない重要課題となっている。

本町では林業により生計を立てている個人経営者は皆無に等しく、個人所有の山林管理は森林組合に委託するケースが多い。その林業作業の主力となる森林組合作業班は従事者の高齢化が問題となっていることから、都市から若者を受け入れるなどしており、今後も林業及び就労機会の場として期待が大きくなっている。

林業経営を確立するために必要不可欠である林道については、28路線、実延長99.87km、舗装率64.03%とかなり整備されているが、地形が急峻で勾配がきついため、崩落や路面洗掘など維持管理に伴う多額な経費がかかる状況であるが、林道の整備は多目的機能を有する森林の適切な保全を図り、効率的・安定的な森林の総合利用の推進、山村の生活環境の整備、地域産業の振興等にとって重要な役割を果たしていることから、今後も改良及び舗装などの計画的な整備を進めていく必要がある。

ウ 商業

本町の商業を取り巻く経営環境は、人口の減少及び道路交通事情の改善に伴う消費生活圏域の広域化等により、町内消費購買力の流出など非常に厳しい状況にある。この流出する購買力をいかにして地元へ環流させ得るかとともに、商店の担い手不足や廃業による空き店舗の増加も大きな問題となっている。

エ 工業

本町における工業を取り巻く環境は、基幹産業である農林業の低迷から男子中高年を

中心として就業の場の確保の要望が強いものの、安価な海外の労働力との競争や経済情勢の悪化に伴う企業の人員削減などの雇用問題が深刻化している状況にある。

また、立地条件においても、急峻な地形による工場用地確保や運搬に伴う輸送条件など極めて厳しい状況におかれている。

これらの現状を踏まえた工業導入への対応努力とともに、既存工業の雇用確保、育成強化と併せて農林業との調和に留意した工業の振興を如何に図っていくかが課題となっている。

オ 観光又はレクリエーション

豊かな自然環境に恵まれている本町は、昭和54年5月に町営宿泊施設「みかぼ高原荘」のオープンをはじめ、昭和60年4月の恐竜足跡化石の発見に伴う恐竜センターの開設、さらには、平成元年から鯉のぼりの掲揚を祭典化したことなどで観光客数は年々増加していたものの、近年は、景気の低迷や観光ニーズの多様化等に伴い、観光客数は減少傾向である。

さらに、本町においては、宿泊施設が乏しいことから、宿泊客を逃してしまうケースも少なくなく、加えて、「みかぼ高原荘」においては、老朽化が著しかったこともあり、平成26年度末をもってやむなく営業を廃止しているため、民間も含めて宿泊施設を充実させ、受入態勢を整える必要がある。

また、「鯉のぼり祭り」や「神流の涼」、「神流マウンテンラン&ウォーク」など季節ごとに開催している各種イベントと「恐竜センター」など通年で観光客を呼べる施設とを融合させた、町ならではの観光の充実を図ることが急務となっている。

このほか、魅力ある地域資源を活かした体験等を観光として取入れるための、地元体験ガイドの養成など人材づくりのソフト事業が必要である。

(2) その対策

ア 農業

新たな農業経営の動きに対しては積極的な支援を行い担い手農家を育成するとともに、増加しつつある耕作放棄地を再生し、都市部を含む多くの人達に自然と親しむ場として提供することで、農地の保全と有効活用を図る。

また、農家が安定した収入を確保できるよう、食料自給率の向上及び地産地消の取組を推進するとともに、物産センター「万葉の里」を充実させ、消費の拡大を図る。

① 高付加価値・高収益型農業の推進

集約型農業を中心に果樹、山菜、雑穀類等の導入、栽培促進を図るとともに、加工施設の有効活用を図り、付加価値の高い有機農産物の生産等を積極的に推進し、地域の特性を生かした高付加価値農業を推進する。

② 多様な担い手の育成・確保

農業者が、誇りと希望を持てる農業経営の確立を目指し、指定管理者制度により管理運営を行っている物産センター「万葉の里」を積極的に活用するとともに、集落内の地域資源を有効に活用する地域営農システムづくりの推進等、地域及び営農の実態に応じた多様な生産組織を育成し、本町農業の生産性の向上を図る。

また、本町の農業の担い手となる農業者の育成を促進するため、本地域における農業生産活動等が継続的に行われるよう、耕作放棄地の発生を防止するとともに、農業・農村の多面的機能の維持等を図る。

なお、若者やU・Iターン者等、新規就農者の育成・確保を図るため、意欲のある者が円滑に就農できるように農地中間管理機構などを活用し、農業経営の育成を支援

する。

③ 農地の環境整備と効率的な利用

生産条件のよい農地の確保を図るほか、町内各所に点在する耕作放棄地の再生整備に取り組むなど、計画的な土地利用を推進するとともに、耕作放棄地の増加要因の一つにもなっている鳥獣害対策として、有害鳥獣の捕獲推進や防護柵設置に対する補助等を講じていく。

また、農地が散在している本町においては、路線数は少ないが、農産物の搬出等について自動車の利用ができるよう地元の要望を考慮し、既設農道の改良事業を含め農道整備を総合的に推進する。

④ 都市との交流の推進及び6次産業化の推進

本町の美しい自然景観や伝統ある文化を活用して地域の特色を生かしたグリーン・ツーリズムを推進し、生産者と消費者の交流を促進する。

また、高付加価値農業によって生産された農作物等を活用したブランド商品化を図るため、土産品・特産品の開発研究に取り組むとともに、6次産業化の推進と都市部の消費者との連携強化による販路拡大に努め、新たな農業関連産業等の雇用創出及び起業を促進し、本町農業の活性化を図る。

イ 林業

本町の健全な森林を育林造成する担い手は、森林組合が唯一の組織であるため、今後も従事者の人員の安定的確保を支援する。また、本町住民やU・Iターン者を含めた、さらなる増員を図るため、林業従事者の雇用条件の改善、就労の安定化、労働安全衛生の強化など労働条件の向上に努める。

また、林道及び林業経営作業道の整備・機械化等を計画的に行い、生産コストの引き下げを図る。

① 林業生産基盤の整備

林業経営の近代化と合理化による生産性・収益性の向上や森林の総合的な活用を図るため、林業の構造改善対策を推進するとともに、山村地域の生活の利便性、森林の合理的な管理・経営など山村地域の活性化を図るため、住民の要望等を考慮しながら林道及び林業経営作業道の計画的な整備を推進する。

また、人工林の造成・育成及び天然林の整備などに加え、水源涵養や森林保全性の高い広葉樹の植林等多様な森林資源の整備に努め、森林整備の合理化や安全性を確保するため、機械導入を積極的に促進する。

② 林業従事者の確保

近年、森林に対する国民の関心が水源涵養など公益的機能の発揮にも向けられ、林業に携わる仕事にも関心が高まっているため、本町住民やU・Iターン者を含めた雇用を支援する。

③ 林産物等の生産・流通の推進

戦後の積極的な造林による人工林が伐期を迎えていることから、県産材の安定した供給体制の整備や木材の生産・流通・加工に至る一貫した流通システムの確立を図る。県産材利用の拡大は、林業や山村地域の振興をはじめ、森林資源の循環に対する理解を深める方策の一つであり、住宅や各種公共施設等の建築等において県産木材の積極的な利用促進に努める。

④ 森林資源の多面的活用

住民の生活と深く結びついている本地域の森林は、木材等林産物の供給はもとより、特に大都市の水源に位置しており、森林の維持管理は下流を含めた広い地域の問題と

いえる。また、国土保全に貢献する山地災害防止機能、生活環境保全に加え国民の休養の場としても活用できる。さらに、近年の地球温暖化問題をはじめとする環境に対する意識の高まる中で、森林の持つ公益的機能に強い関心が持たれていることから、緑の分権改革による低炭素社会を推進するとともに、本町の豊かな森林を次世代へ引き継ぐため、実態に即した森林施業を計画的に推進する必要がある。

ウ 商業

本町の商業が担う生活必需品等の提供は、地域社会を形成するにあたり、その果たす役割は重要であることから、地域内商業の存続・活性化等を図るため、各種融資制度等の活用を促進する。

また、商工会やNPO団体等の活性化を推進し、街路灯や駐車場の整備及び空き店舗の有効活用など商店街のまちなみ整備を行い、観光的商業を展開するとともに都市との交流を強化し、消費拡大を図る。

さらに、若者から高齢者までの幅広いニーズへの対応を奨励するとともに、地元商店が協同で魅力ある商店づくりに取り組み、各商店の充実と起業に対する支援を図る。

エ 工業

地元企業の育成を図るとともに、各種融資制度等の活用を推進し、企業の近代化を促進する。

また、叶山鉱山開発の採石に伴う開発など、地域資源を生かした起業を支援し、地域住民の雇用の拡大を図る。

オ 観光又はレクリエーション

① 地域資源を活用した観光の振興

恐竜の足跡化石が発見されている本町の特性を生かし、恐竜を資源とした観光振興を図るため、「恐竜センター」及び併設する「はこだたみキャンプ場」を一層充実させていくほか、人気の高い化石発掘体験地の拡充も進めていく。

また、清流神流川や緑あふれる御荷鉾山系などの自然を活用した、鯉のぼり祭りや川遊び、トレイルランニング、登山等の多彩なイベント、さらには、農林業との連携を図りつつ、農山村と都市との交流の場、自然とのふれあいの場としての交流事業や体験事業を企画・開催していく。

② 受入態勢の整備

交流事業や体験事業を進めていくうえで必要となる受入態勢を確立させるため、宿泊体験施設を整備するとともに、体験民宿の整備促進と住民指導者の養成を図る。

③ 情報の発信

周辺市町村との連携を強化し、観光ルートの整備や観光ガイドブック・情報誌の発行、インターネットの活用による周知など、広域的観点から総合的・計画的な振興を図るほか、ゆるキャラ「サウルスくん」を活用した観光宣伝等により知名度を高めていく。

④ 外部委託による産業振興の推進

本町の観光イベントの多くは町職員が中心となって実施しているのが現状であり、今後、職員の削減を図りながら事業を続けていくには外部委託も必要となってくるため、観光事業のほか、農林業の推進等も含めた総合的な事業を委託できる、総合公社等の設立も検討しながら、産業の振興を図る。

(3) 事業計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考		
1. 産業の振興	(1) 基盤整備					
	農業	耕作放棄地解消事業	町			
	林業	赤久縄線 (舗装)	L=5,000m W=3.6m	町		
		二子山線 (舗装)	L=5,000m W=5.0m	町		
		坂丸線 (改良)	W=4.0m A=500.0m ²	町		
		二子山線 (改良)	W=4.0m A=2,000.0m ²	町		
		櫻井沢線 (改良)	W=4.0m A=900.0m ²	町		
		櫻井沢線 (舗装)	L=1,200m W=4.0m	町		
		愛宕山線 (舗装)	L=300m W=3.0m	町		
		今泉線 (開設)	L=900m W=3.5m	県		
		御鉾線 (開設)	L=600m W=3.5m	県		
		桐ノ城線 (開設)	L=800m W=3.5m	県		
		(8) 観光又はレクリエーション	化石発掘体験地拡充事業		町	
			はこだたみキャンプ場バンガロー棟建替事業 (5棟)		町	
			恐竜センター恐竜工房建設・ふるさと交流室解体事業		町	
	恐竜センター駐車場整備拡充事業			町		
	(9) 過疎地域自立促進 特別事業	有害鳥獣捕獲報償金支給事業		町		
		有害鳥獣対策補助事業		町		
		特産品・土産品開発事業		町		
		民有林造林補助事業		町		
(10) その他	恐竜フィギュア開発販売事業	町				

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

ア 国道、県道

本町の交通は、国道462号及び国道299号が生活、文化、産業発展の基幹となる道路である。近年、国道462号では橋梁の建設など改良が進められ、以前と比較しても藤岡市等への所要時間はかなり短縮されてきているものの、未改良区間も残されている。さらに、他の3県道についても整備が遅れ、未だに自動車交通不能の路線もあるため、今後、県の構想である「群馬がはばたくための7つの交通軸構想」に沿った早期改良促進が本町の社会的、経済的発展を展望するうえで極めて重要、緊要である。

イ 町道

町道は472路線、実延長244.2km、整備状況は改良18.8%、舗装率32.4%であり、橋梁は124橋、実延長1.655km、うち103橋が永久橋であり、残りの21橋は木橋である。これらの整備については、多大な事業費を必要とするが、自家用車がほぼ全世帯に普及した今日、基幹道路と集落を結ぶ路線、生活道の整備を計画的に図る必要がある。

国県道及び町道等の整備状況（平成27年4月1日現在）

区 分	国 道	県 道		町 道
		主 要 地 方 道	一 般 県 道	
路 線 数	2	2	1	472
実 延 長 (m)	24,699.7	22,915.6	12,189.5	244,200.0
改 良 済 延 長 (m)	23,874.5	12,998.2	1,703.3	45,838.0
舗 装 済 延 長 (m)	24,699.7	22,569.3	8,629.7	79,120.0
自動車交通不能延長 (m)	0.0	21.2	3,501.0	155,227.0
改 良 率 (%)	96.6	56.7	14.0	18.8
舗 装 率 (%)	100.0	98.5	70.8	32.4
自動車交通不能率 (%)	0.0	0.1	28.7	63.6
橋 梁 (橋)	23	17	13	124
ト ン ネ ル (箇所)	4	1	0	0

ウ 公共交通対策

上信電鉄株による路線バスの運行が平成9年11月末日をもって廃止されたことに伴い、地域住民の日常生活に重要な役割を果たしている公共交通を確保するため、関係市町村「高崎市（旧新町）、藤岡市（旧鬼石町含む）、神流町（旧万場町、旧中里村）、上野村」による代替バスの運行を同年12月1日から開始した。バス運行にあたり、バス料金の引下げ、停留所の見直し、補助ステップ付バスの導入などを行った。しかしながら、運行区間距離が約67km（高崎市：新町駅～上野村：上野村ふれあい館）に及ぶため、バスのダイヤ調整を計画的に図る必要がある。また、バス利用者の減少に伴い、関係市町村の負担割合が増加していることから、利用促進への積極的な対策を講じる必要がある。

このほか、幹線道路から離れた、代替バスが走行していない集落に住む高齢者等の足を確保するため、町で走行させている福祉バスのさらなる充実が望まれている。

エ 電気通信施設の整備及び情報化の促進

平成18年7月に開局したCATV（ふれあいネット神流）の整備により、地域住民への

統一した情報提供と併せてテレビの難視聴地域対策が解消された。さらに平成23年7月の地上デジタル化に合わせた放送波のデジタル化が実現した。

また、住民への行政情報の伝達については、CATVの文字放送並びに宅内端末機と屋外スピーカーによる音声告知により情報提供している。各世帯での高速インターネット通信も使用可能であり、これを利用した、多様な情報の収集と発信の公益に資している。

しかしながら、老朽化に伴う設備更新等が必要な時期を迎えており、現在、平準化して進めているが、今後も機械・設備等の修繕及び改修などが増加してくると予想される。

このほか、携帯電話においては、普及が飛躍的に伸びた現在、全集落において不感地帯は解消されているが、災害発生時等の不通時における備えが必要であり、現在、一部地域に衛星携帯電話を配備しているが、さらなる通信手段の複数化対策に取り組む必要がある。

オ 地域間交流の促進

本町は、美しい自然環境や地域の伝統文化を有しており、これらを求めて訪れる多くの都市住民に「癒し」や「憩い」の場を提供しており、これらは貴重な財産である。

人口が減少し高齢化が進む本町が、都市住民をはじめとする交流人口の増大により、地域活力を回復していくための多彩な地域間交流は不可欠な取り組みであり、この財産を積極的に生かした交流推進を図る必要がある。

(2) その対策

ア 国道、県道

国道462号及び国道299号は本町にとって主要幹線であるため、この未改良区間の整備を強く要望する。加えて、国道462号神流藤岡間の下久保ダム建設に伴う第1次改良に続く第2次改良や国道299号新志賀坂トンネル開削、神ヶ原バイパスの早期完成を要望する。

また、関越自動車道や上信越自動車道への接続道路として主要地方道富岡神流線及び高崎神流秩父線の改良・補修が必要であり、その他、一般県道小平下仁田線の改良促進について関係町村とともに、国及び県に対し強力な働きかけを展開していく。

イ 町道

住民の日常生活に密着している町道において、生活基盤の向上を図るため、舗装の劣化状況等に応じた計画的な補修・工事を進めていくとともに、老朽化した橋梁の架け替え及び維持補修を行い、安全の確保に努める。

また、基幹的町道のうち、特に重要と認められている麻生小平線の交通不能箇所（森戸～小平）については県代行による事業の継続及び早期完成を要望する。

ウ 公共交通対策

関係市町村による代替バスの運行が開始され、住民の足を確保することができたが、利用者の減少に伴い、関係市町村の負担割合が増加していることから、県の補助制度等を有効に活用する。また、今後もバス事業者は企業性を発揮し、可能な限り経営努力を行うとともに関係市町村との連携を密にし、地域住民の意向にきめ細かく対応した運行や敬老割引制度等によりバス利用の促進を図る。

エ 電気通信施設の整備及び情報化の促進

CATV施設にあっては、アナログ波だった自主放送番組も平成24年度にデジタル化に改修するなど、整備はほぼ完了と言えるが、今後は、高速インターネットを利用した地域情報の発信等の整備に努めていく。また、災害時などの緊急告知放送を兼ねた施設でもあることから、放送機器の老朽化に伴う計画的な更新や不具合等に対応する設備の整備拡充を図る。

携帯電話にあっては、町内の全集落での使用が可能となった。しかし、携帯電話会社によっては国道等から支線に入った地域で未だ不感となっている地域があることから、引き続き関係機関に対し積極的に移動通信網の整備を要望していくとともに、Wi-Fiの普及促進も図る。また、災害発生時など、携帯電話の通信ができない緊急時等に備え、衛星携帯電話等の通信整備も図っていく。

オ 地域間交流の促進

地域間交流の促進にあたっては、豊かな自然環境や地域固有の文化等、地域の特色を生かした交流施設整備や若者等の受け入れによる交流機会の提供を一層進める。また「鯉のぼり」や「恐竜」などの観光面での交流にとどまらず、水源涵養や国土の保全など地域が有する公益的・多面的機能の重要性を踏まえ広域的な地域間交流を併せて推進する。

また、農山村を単に生活にゆとりや潤いを与えてくれる場として捉えることなく、教育的機能を有するという観点から、学校をはじめ教育関係機関との連携体制の強化を図り、子どもたちに対する健全育成や体験などの場として積極的な活用を図る。

さらに、都市部のイベント等に参加し、本町からの積極的な情報発信を促進する。

(3) 事業計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2. 交通通信体系の整備、 情報化及び地域間交流 の促進	(1) 市町村道			
	道路	町道舗装補修・工事事業	町	
	橋りょう	御鉾橋橋梁補修事業 L=45m W=4.0m	町	
		桜井橋橋梁補修事業 L=15m W=3.5m	町	
		間物沢1号橋橋梁補修事業 L=11m W=3.0m	町	
		三郷橋橋梁補修事業 L=14m W=3.5m	町	
		小倉橋橋梁補修事業 L=24m W=3.5m	町	
		桜井沢3号橋橋梁補修事業 L=24m W=5.0m	町	
		八倉橋外橋梁補修事業 L=10m W=3.0m	町	
		(6) 電気通信施設等情報化の ための施設		
	有線テレビジョン放送施設	CATV施設機器更新	町	
	(11) 過疎地域自立促進 特別事業	代替バス利用促進敬老割引 助成事業	町	
		幼児用補助装置購入事業	町	
		代替バス運行事業	町	

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

本町の水道施設は、13の浄水場から成る簡易水道であり、その普及率は92.6%と全国平均並の水準に達している。

しかしながら、町の水道を取り巻く環境は、水源の確保、水質の汚染、施設の老朽化等が懸念されている。

また、未給水地区については、地形上の問題もあるが衛生面の観点からも、今後早い機会にこれの解消を図り、全町の完全給水が実現されることが望ましい。

イ 汚水処理施設

本町のし尿及び生活雑排水の汚泥処理については、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合に加入して行っている。

生活雑排水については、生活様式の近代化や生活水準の向上に伴い、その環境汚染が大きな社会問題の一つとなっており、本町の水域は、首都圏の水源であることから、水質保全はもとより、環境衛生面においても対策が重要である。

これら環境保全対策の一環として、平成6年度から浄化槽市町村整備推進事業を開始し、平成26年度末時点で386基の合併処理浄化槽を設置している。

ウ 廃棄物処理施設

本町の廃棄物搬入量は、人口の減少、環境対策及びエコロジー意識の進展により、年々減少傾向にある。

また、廃棄物処理対策については、平成10年度に可燃物の固形燃料化（RDF）施設であるクリーンセンター奥多野（平成23年4月1日、クリーンセンターに改称）を建設、平成18年度には不燃物処理施設のリサイクルセンターを併設し、本町の全ての廃棄物処理を行っている。

エ 消防・防災施設

消防力の現況は、平成27年4月現在、団員数173人、消防ポンプ自動車3台、小型動力ポンプ付積載車9台、多機能型車両3台、指令車1台のほか、消防庁から貸与された救助資機材搭載型車両1台を有しているが、過疎化の進行に伴い、若年層の団員確保が困難な状況下にあると同時に団員の高齢化が大きな問題となっている。また、既に耐用年数を経過した車両が多いため、順次更新を進めているが、今後も計画的に更新していく必要性に迫られている。

一方、水利の面においては、防火水槽が93基、消火栓が184基及び非常用道路が44路線あり、特に消火栓については、円滑な初期消火が可能となるよう、地下式消火栓から地上式消火栓への移行を進めてきたが、一部の設置困難な個所については、地下式のまま残っている。

このほか、本町は急峻な地形のため、台風や集中豪雨等による土砂災害の危険箇所が多く、また、平成25年2月に襲われた大雪災害では多くの孤立集落が発生しているため、あらゆる災害に対応できる防災対策を図るとともに、緊急時における通信手段の複数化対策も必要である。

オ 町営住宅

町営住宅は、現在、世帯用と単身用を合わせて34棟（54世帯分）を整備しており、全戸が入居された状況である。町外からの転入者だけでなく、核家族化による町内若者の入居も多く、住み良い魅力ある町営住宅を建設し定住促進を図る必要がある。

カ 自然環境

近年、環境問題は、国内のみならず、地球規模の問題として各国において議論されており、特に温暖化防止対策をはじめとした環境諸施策は、行政の重要課題として位置付けられている。

本町においても、群馬を代表する清流「神流川」をはじめ、多くの森林資源など、生活に欠かすことのできない豊かな自然を所有していることから、あらゆる観点からの環境施策を推進し、その貴重な資源を保全するとともに、後世へ引き継ぐため、住民と行政が一体となって環境問題に取り組む必要がある。

また、夜間交通量の少ない山道等において、粗大ごみや産業廃棄物などの不法投棄が見受けられることから、これらに対応した施策を講ずる必要がある。

(2) その対策

ア 水道施設

老朽化した既設簡易水道の給・配水施設整備及び改良等を進めるとともに、水源の確保及び整備に努め施設の統廃合についても検討する。

また、未給水地区の解消に努め全町の完全給水を目指す。

イ 汚水処理施設

清らかな水源を保全し、水源地域としての役割を担うため、今後も、これまで推進してきた合併処理浄化槽の普及事業に取り組み、環境宣言を発している町としての責務を果たしていく。

ウ 廃棄物処理施設

廃棄物処理については、クリーンセンター及びリサイクルセンターでの処理を継続して実施するが、平成 11 年から稼働しているクリーンセンターでは、機械類の劣化や故障などにより突発的な修繕等が必要になる場合もあるため、点検などを定期的に行っていくほか、今後の施設更新も視野に入れていく必要がある。

エ 消防・防災施設

災害から住民を守るため、老朽化した消防車の更新並びに新車両の規格に合わせて必要となる格納庫の新增改築を計画的に進めるほか、消防無線のデジタル化や衛星携帯電話の整備など通信手段の複数化を図る。また、消火栓や防火水槽、河川へ進入する非常用道路の整備等、水利の充実を図る。

さらには、消防団員数が年々減少していく中で今後も消防力を維持していくために、分団の再編及び詰所の統廃合を検討していくとともに、引続き団員確保に努めるほか、団員の負担軽減が図れるよう、充実した機械器具の配備を図る。

このほか、防災拠点の整備とともに、防災に対応したネットワークやコミュニティの構築を図り、地域住民の防災意識を高めながら、防災マップの作成など自主防災対策を推進

する。また、自然災害時の孤立集落解消対策として、流出した土砂の撤去や積雪時の除雪作業が円滑にできるよう、必要となる重機等の確保に努めるとともに、作業を依頼する事業者等との連携体制を整えておく。

オ 町営住宅の整備

U・Iターン者等の定住者の促進を図るため、若者にとって住み良い魅力ある町営住宅の建設を図る。また、神流町公営住宅長寿命化計画や神流町公共施設等総合管理計画を基に住宅の整備を実施する。

カ 自然環境

環境問題を地球規模の課題と認識するとともに、本町の恵まれた自然環境を保全し、後世に引継ぐために発した「環境宣言」の下、住民、事業者、行政が一体となって、ゴミの減量化やリサイクル活動に取り組んでいくほか、不法投棄巡視やゴミ拾い等の美化活動を実施していく。

(3) 事業計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
3. 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道				
		老朽管布設替工事設計監理委託	町		
		老朽管布設替工事 L=3,500m	町		
		万場第一浄水場改修工事設計監理委託	町		
		万場第一浄水場改修工事	町		
		神ヶ原浄水場改修工事設計監理業務委託	町		
		神ヶ原浄水場改修工事	町		
		魚尾浄水場改修工事設計監理業務委託	町		
		魚尾浄水場改修工事	町		
		万場配水池改修工事設計監理委託	町		
		万場配水池改修工事	町		
		万場第二浄水場改修工事設計監理業務委託	町		
		万場第二浄水場改修工事	町		
		間物浄水場改修工事設計監理業務委託	町		
		間物浄水場改修工事	町		
		浄水場改修工事設計監理委託	町		
		浄水場改修工事	町		
	舗装本復旧工事	町			
	(2) 下水処理施設 その他				
		浄化槽市町村整備推進事業	町		
	(5) 消防施設	消防自動車整備事業	町		
		第6分団(魚尾)詰所兼格納庫建設工事	町		
		消防車両格納庫改修工事	町		
	(6) 公営住宅	町営住宅町並団地建設事業	町		
		町営住宅麻生団地改修事業	町		
	(7) 過疎地域自立促進 特別事業	消防団員確保対策事業	町		

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者の保健及び福祉

平成27年3月末日現在の高齢化率は、55.4%と非常に高く、過疎化の進行とともに世帯人員が減少する中で高齢者世帯は急増しており、高齢化対策が急務となっている。

高齢者の保健福祉の向上及び増進は、生涯現役としていきいきと活躍できる地域社会づくりや住み慣れた地域で安心して健やかに暮らせる環境づくりの確立が強く望まれている。

本町としては、平成9年度に保健福祉センターを整備し、高齢者の健康維持と福祉対策の拠点としてサービスを提供しているが、今後も高齢者の増加に伴い、保健及び福祉の質と需要は一層高まっていくことが予測されるため、本町で実施できていない介護サービス対策や施設入居待機者などの解消を図るとともに、家庭、地域、行政が一体となった介護予防に取り組む必要がある。

イ 児童福祉

平成27年3月末日現在の14歳以下の比率は、わずか4.0%と非常に低く、少子化対策の一つとして平成23年度から保育料を無料化した。また、平成25年度には、保育所の老朽化に伴って建替えをするなどの環境整備にも取り組んできた。

しかしながら、次代を担う子どもたちは、人口の流出、出生率の低下により今後も減少が続くと予測されることから、父母の育児に対する不安の解消や負担軽減を図るための施策をさらに講じていく必要がある。

また、育児中の母親の情報交換や乳幼児の遊び場などとして活用している、福祉交流センター内の育児プレイルームすこやかにについては、施設が古く、老朽化も著しいため、対策が急務である。

ウ 障害者福祉

心身に障害を持った人たちが作業訓練等を行うための施設として平成16年度に福祉作業所（平成19年度からは地域活動支援センター）を開所しているが、育児プレイルームすこやかと同様、福祉交流センター内に所在しているため、こちらも老朽化に伴う対策が急務となっている。

(2) その対策

ア 高齢者の保健及び福祉

高齢社会にあっては、高齢者自身がその主体となることから、自らの豊富な知識と経験を基に、その能力と意欲に応じて積極的に役割を担い、自立自助と相互扶助の精神をもって元気に活躍する地域社会づくりを進める。また、地域の特性を生かした産業の振興、都市交流及び伝統文化の継承等、その持てる技能技術を活用した生き甲斐づくりを通して、高齢者が健やかにいきいきとした生活を送れるよう施策の展開を図る。

高齢者が支援を要する状態となっても、できる限り住み慣れた地域や家庭の中で生活を送ることができるよう、福祉バスや有償タクシー運行のさらなる充実を図るほか、高齢者の生活活動の援助など保健福祉サービスの充実に努める。

また、高齢者サービスの質的向上を図るため、医療を中心とした保健福祉・介護サービスを含む総合的複合施設や高齢者用集合住宅等の建設について、地域の実情や要望を踏ま

え、計画的に推進するとともに、専門的知識と技術を有する人材の養成確保に努める。

イ 児童福祉

次世代育成の支援や児童福祉向上の対策については、法定外検診の実施や子育て支援などソフト面のさらなる拡充を図るほか、核家族世帯の増加や就労環境の変化などにより、多様化している保育のニーズに対応できる機能的な保育内容の充実に努める。また、育児プレイルームすこやかについては、今後も母親等の育児支援の場として活用していけるよう、老朽化の著しい福祉交流センター内から、空き校舎となっている旧中里小学校への移転等も検討し、早急な対策に取り組む。

ウ 障害者福祉

地域活動支援センターを活用し、障害を持った人たちが社会の一員として参加できるよう支援していくほか、障害者に対する理解と認識が深められるよう、制作した製品の販売等を通じた啓発活動を推進する。

なお、作業の場である地域活動支援センターは、育児プレイルームすこやか同様、福祉交流センター内から旧中里小学校への移転等、早急な対策に取り組む。

(3) 事業計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考	
4. 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設				
		老人ホーム	社会福祉法人 ^{レノ} トリリアム施設整備 補助事業	町	
		その他	老人いこいの家運営事業	町	
	(5) 障害者福祉施設				
		地域活動支援センター	地域活動支援センター運営事業	町	
	(8) 過疎地域自立促進 特別事業		福祉バス運行事業	町	
			有償タクシー運行事業	町	
			高齢者訪問事業	町	
			高齢者安心見守りシステム 委託事業	町	
			福祉交流センター解体事業	町	
			子育て支援金支給事業	町	
	(9) その他		福祉バス車両更新	町	
			居宅介護サービス事業	町	
			通所介護送迎車輛購入事業	町	

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町では、万場診療所と中里診療所の2つの施設が診療にあたっている。万場診療所においては、常駐医師を確保するとともに、平成17年度に万場医療センターを、平成20年度には新たな医師住宅を建設するなど充実した施設状況となっている。中里診療所では、平成9年度に保健・福祉・医療を兼ね備えた健康センターを建設し、自治医科大学卒業医師の派遣を受け診療にあたっている状況であり、平成27年度中には老朽化した医師住宅の建替を予定している。

一方、広域的な医療機能は、多野藤岡医療事務組合が運営する公立藤岡総合病院が中核的機能を発揮している。また、ドクターヘリによる緊急医療処置ができるよう平成21年度に平原地区、平成22年度には塩沢地区にヘリポートを整備した。

このほか、歯科診療については、平成26年度に歯科診療所を新設し、町が民間の歯科医に運営を委託している。

医療の問題は、住民が日常最も不安に感じていることから、施設や機器の整備拡充は勿論であるが、医師を取り巻く環境にも留意し、近年の医学の進歩や社会環境の変化に対応する総合的な保健医療体制づくりを図る必要がある。

(2) その対策

住民の健康を守るため、万場診療所、中里診療所及び歯科診療所の充実を図るとともに、基幹病院である公立藤岡総合病院及び鬼石病院と連携を密にし、広域的医療体制の確立を目指す。

(3) 事業計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
5. 医療の確保	(1) 診療施設			
	診療所	万場診療所診療機器整備事業	町	
		中里診療所診療機器整備事業	町	
	巡回診療車	万場診療所往診車整備事業	町	
	(3) 過疎地域自立促進 特別事業	神流町歯科診療所運営委託事業	町	

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

町村合併に伴い、平成16年度から小学校は万場小学校へ、中学校は中里中学校へ統合され、それぞれ1校ずつとなった。しかしながら、統合後においても過疎化・少子化の影響から児童生徒数は減少傾向であり、非常勤講師や補助教員を配置して完全複式学級の解消に努めている。

教科指導においては、小・中学校とも、それぞれ少人数学級の特質を生かしたきめ細やかな学習指導や恵まれた自然環境の中で能力に応じた個性を伸ばす教育を推進し、児童・生徒の基礎学力の定着と豊かな人間性の育成が図られている。

施設については、平成15年度に中里中学校体育館、平成24年度に万場小学校校舎を新築するなど、老朽化の著しい施設の建替えを進めてきたが、今後も万場小学校体育館をはじめ、他の老朽化している施設についての対策が必要である。また、新築した万場小学校の附属施設の整備のほか、統合により空き校舎となっている旧中里小学校校舎の有効利用等についても検討していく必要がある。

児童数・生徒数の推移

学年	小 学 校							中 学 校			
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	合計
22	10	8	6	5	7	5	41	13	11	11	35
23	8	9	8	7	5	7	44	4	13	11	28
24	6	8	9	8	7	5	43	7	3	13	23
25	6	6	8	9	8	7	44	5	7	3	15
26	4	6	6	8	9	9	42	6	4	8	18
27	7	4	6	7	8	9	41	9	6	4	19

イ 社会教育等

情報化社会の進展や生活水準の向上、余暇時間の拡大など社会構造の変化に伴い、住民の生涯学習に対する意欲や志向が多様化・高度化してきている。本町の生涯学習は、様々な分野で活発に行われているが、団体の増加に対し、各種活動の練習や研修に必要な施設が不足している状況である。このほか、老朽化の著しい図書館について、対策が急務となっている。

社会体育については、体育協会を中心に生涯スポーツ活動を推進しているが、少子高齢化に伴うスポーツ団体の縮小や存続が危惧されている。

住民がそれぞれの興味・関心を持ちながら文化・芸術・スポーツ等の生涯学習に取り組み、充実した生活と町の活性化につなげられるよう家庭、学校、地域及び関係団体との緊密な連携のもとに施設の整備や適正配置等に努めていく必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育

本町の教育基本方針である「与えられた才能を活かしながら生涯学び続け、自己の生活の充実を目指すとともに、家庭や地域社会のために貢献できる人間の育成」を目指した教育を推進する。また、少人数の特性を生かしたきめ細やかな指導の徹底と個別指導を充実させ、児童・生徒一人ひとりの学力向上を図るとともに、国際化時代に対応した教育を推進するため、引き続き海外青年誘致事業や中学生の海外研修を実施する。

さらに、地域の特色を生かした個性的で魅力ある開かれた学校環境を目指すとともに、万場高校との連携を強化し、中高一貫教育のさらなる充実・発展に努める。

施設面においては、万場小学校体育館の耐力度調査を行い、必要となる補強や改修を実施して利用者の安全確保を図る。また、万場小学校舎の新設に伴い、食堂棟などの附属施設や二次的施設の整備を計画的に進めるほか、スクールバスの更新やパソコンなど教育資機材の更新も計画的に行っていく。

イ 社会教育等

多様化・高度化する社会に柔軟に対応できる生涯学習体制の構築を図るとともに、新しい情報の提供に努め、住民の自発的参加とその活動を積極的に支援する。また、老朽化の著しい図書館についての対策を早急に進めていく。

社会体育については、住民が明るく健康的で活力ある日常生活が送れるよう、健康の保持増進と体力づくりのための実習や学習の機会の提供に努めるとともに本町の豊かな自然である山や川を生かし、住民誰もが気軽に参加できるような行事の工夫と充実に努めるほか、総合グラウンドや町民体育館などの施設についても、安全に配慮した整備を実施していくとともに、学校施設の開放による効率的な活用を図り、各種活動に伴う施設の確保に努める。

(3) 事業計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6. 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	万場小学校食堂棟建設事業	町	
	スクールバス・ポート	スクールバス購入事業 (小学校1台、中学校2台)	町	
	(3) 集会施設、体育施設等			
	体育施設	総合グラウンド整備事業	町	
	図書館	図書館運営事業	町	
		図書館建設事業	町	
	(4) 過疎地域自立促進 特別事業	外国青年誘致事業	町	
	中学3年生海外研修事業	町		

8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町には、住民が自らの手で築き上げてきた貴重な文化が数多く残されているが、少子化の進展により、これらの文化を後世に継承・保存することが危惧されている。今後これらの歴史及び伝統など地域の資源を活かした文化の振興を図るとともに文化活動の積極的な推進が必要である。

(2) その対策

地域特有の伝統文化及び生活文化を後世に継承するとともに、地域の伝統行事等への住民の積極的な参加を促し、町を挙げて文化の伝承・保存の意識の高揚とその活動の充実に努める。

数多く残された貴重な文化を継承するため、子ども達の地域の伝統行事等への積極的な参加を促し、郷土に対する愛着心を養う。

また、恐竜の化石や本町の地質などは、後世に伝えていくべき貴重な財産であることから、これら地域の資源を生かした文化活動の推進に努める。

(3) 事業計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
7. 地域文化の振興等	(2) 過疎地域自立促進 特別事業	文化協会補助事業	町	
		伝統・芸能保存補助事業	町	

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町においては、地形的制約の中、地縁的、血縁的な結びつきの下で永い年月を経て今日の基礎的な生活単位である集落を形成してきた。近年、このような集落の中には、へき地性が高いが故に都市部に流出する若者が多く、自治機能が維持できないいわゆる「限界集落」が全体の半数を超えている。これらの集落の再編成や移転等を地域の実情を配慮しながら図るべきであるが、保有している農地や山林の関係、土地への愛着、資金の問題及び移転後の生活等を考慮すると実現には相当の困難がある。

また、このような集落機能の維持の問題とともに、近年では、町の中心地においても人口の流出に伴う空き家が増加している。このため、所有者の協力を得ながら、空き家の有効活用についても検討していく必要がある。

(2) その対策

集落の移転及び整備については、地域住民の意向や実態、その対象集落が現にその場所に存在している意義を十分に考慮するとともに、関連公共施設の配置及び活用を総合的に勘案したうえで、慎重な整備を図る。また、畑・山林等の地域資源の管理及び日常生活における相互扶助等の集落活動を支援するために各種施策の充実を図る。

年々増加している空き家については、適正な管理がされていない場合、防災や防犯、景観の面からも問題となることから、町内全域における空き家の所在及び状態など実態の把握に努めるとともに、空き家の利用を希望する都市住民等が増えつつあることを踏まえ、所有者の協力を得て空き家を活用した移住定住化を促進するほか、危険な家屋等が放置されない対策を進めていく。

なお、人口減少及び空き家増加の抑制を図るため、町内在住者の転出を抑制する施策にも取り組んでいく。

(3) 事業計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
8. 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進 特別事業	定住促進住宅資金利子補給事業	町	
		通勤通学費補助事業(商品券交付)	町	
		区費助成事業	町	
	(3) その他	定住対策事業(結婚祝い金)	町	
		U・Iターン者定住奨励事業	町	

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

本町の公共施設等の多くは、老朽化対策や統廃合に伴う遊休化対策の必要性に迫られているため、最適な配置と活用を実現し、財政負担の軽減に努めていく必要がある。

イ 自然エネルギーの利用促進等

本町では、豊かな自然環境の保全を図るため、公共施設への太陽光発電設備の設置やゴルフ場跡地である町有地の一部を太陽光発電施設用地として民間事業者に賃貸するなど、エネルギー問題や地球温暖化問題への対策に取り組んでいるが、森林が全体の約9割を占める中で、活用されていない多くの森林資源を有することから、これらを木質バイオマスなどの資源として有効に活用する施策の検討をしていく必要がある。

ウ 町づくりの推進等

高齢化率が年々高まり、人口の減少が続く中、地域の原動力となる若者が少なく、全般的に活力に乏しい状況にある。しかし、本町の豊かな自然、伝統文化を生かした特色ある地域づくりを推進する上では、住民と行政が地域の現況と課題を共有し、一体となって取り組む必要があり、地域団体が行う各種事業の振興及び地域力の向上等ソフト事業面での充実とこれらを担う人材の育成が大いに求められ、その対策と推進が必要である。

エ 地籍調査（国土調査）

本町は、明治時代に尺貫法で作成された地押調査図（字限図）が、土地調査附属図として今日も利用されており、実際の土地と比べて不正確なものとなっている。

また、過疎化や少子高齢化が進行していくにつれ、不明確な境界などが今後増加して行くことが懸念される。

このため、平成16年度から地籍調査を順次実施しており、今後も未実施地域の調査を引き続き実施し、現在の公図及び登記簿を修正するとともに豊かな自然に恵まれた土地を将来に渡って適切に管理する必要がある。

(2) その対策

ア 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

公共施設等の老朽化等による危険性や利用頻度による必要性を踏まえ、神流町公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、集約・解体撤去等を進めるとともに、その跡地の有効活用を検討する。

特に、平成24年度に町が取得したゴルフ場跡地に危険な状態のまま残されているクラブハウスについては、安全確保を図るため、早急に解体撤去を進めていく。

イ 自然エネルギーの利用促進等

自然エネルギー設備の公共施設等への導入事例を増やすとともに、豊富に存在する森林資源の活用を進めるため、環境対策の効果が期待される木質バイオマス発電での活用促進を図る。

ウ 町づくりの推進等

本町には、春夏秋冬の季節を感じさせる伝統行事と各種イベントがあり、このような活

動は、町の活性化・交流人口の増加、ひいては住民の意識の高揚と様々な面で大きな成果を残し影響をあたえている。この取組みは、個性的なまちづくりの基礎であるため、今後、継続や保存するための人材及び団体の育成を図るとともに、都市住民との交流による新たな視点から、自立促進に結びつく資源の掘り起こしを図る。

エ 地籍調査（国土調査）

住民の財産であり豊かな自然に恵まれた土地を将来に渡って適切に管理するため、関係者の立ち会いのもと、引き続き地籍調査を実施し、地籍の明確化を図る。

（3）事業計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
9. その他地域の自立 促進に関し必要な 事項	(1)過疎地域自立促進特別事業	ゴルフ場跡地クラブハウス解体事業	町	
	(2)その他	緑のふるさと協力隊推進事業	町	
		地域振興対策事業	町	
		地籍調査（国土調査）事業	町	

事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）過疎地域自立促進特別事業分

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1. 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進 特別事業	有害鳥獣捕獲報償金支給事業	町	
		有害鳥獣対策補助事業	町	
		特産品・土産品開発事業	町	
		民有林造林補助事業	町	
2. 交通通信体系の 整備、情報化及び 地域間交流の促進	(11) 過疎地域自立促進 特別事業	代替バス利用促進敬老割引 助成事業	町	
		幼児用補助装置購入事業	町	
		代替バス運行事業	町	
3. 生活環境の整備	(7) 過疎地域自立促進 特別事業	消防団員確保対策事業	町	
4. 高齢者等の 保健及び福祉の 向上及び増進	(8) 過疎地域自立促進 特別事業	福祉バス運行事業	町	
		有償タクシー運行事業	町	
		高齢者訪問事業	町	
		高齢者安心見守りシステム 委託事業	町	
		福祉交流センター解体事業	町	
		子育て支援金支給事業	町	
5. 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進 特別事業	神流町歯科診療所運営委託事業	町	
6. 教育の振興	(4) 過疎地域自立促進 特別事業	外国青年誘致事業	町	
		中学3年生海外研修事業	町	
7. 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域自立促進 特別事業	文化協会補助事業	町	
		伝統・芸能保存補助事業	町	
8. 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進 特別事業	定住促進住宅資金利子補給事業	町	
		通勤通学費補助事業（商品券交付）	町	
		区費助成事業	町	
9. その他地域の 自立促進に関し 必要な事項	(1) 過疎地域自立促進 特別事業	ゴルフ場跡地クラブハウス解体事業	町	

